

茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準（案）

（趣旨）

第1条

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項並びに同規則同条第7項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

（許可の基準）

第2条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第11条第1項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

（1）次のいずれにも該当する者が申請した場合

- ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）
- イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

（2）許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

- （3）1年に90日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合
- （4）茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合
- （5）第1号から第4号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和8年 月 日から施行する。